

# 個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

| 事業名         | 学力充実・少人数指導事業  | 細事業名                | 授業改善研究事業        | 新継区分  | 継続事業  |     |
|-------------|---|---------------------|-----------------|---|---|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る   | 根拠法令等               | 南丹市教育研究費委託金交付要綱 |   |   |     |
|             | 2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる   |                     |                 |   |   |     |
|             | (2) 学校教育の充実   |                     |                 |   |   |     |
| 事業計画期間      | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度   | 年度                  | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果   | 事業費   |     |
| 現状の課題       | 南丹市の発足以降、学力の定着と充実を図るにあたってその検討をすすめてきており、各種学力調査結果を踏まえる中で、小・中学校の発達段階を踏まえた一貫性のある授業改善を推進するための研究体制を整備する必要から本事業を実施。  | 平成21年度 予算現額         |                 |   | 964   |     |
|             |   | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成22年度          | 諸学力調査の結果分析による授業改善の課題を明確にし、各ブロックにおける教科プロジェクトチームによる授業内容・方法の継続検討と、新学習指導要領に対応する教育活動の具体的・実践的なアプローチを実践。 | 各ブロックの取り組みにより、南丹市における「質の高い学力」の育成への実践基盤が構築され、併せて、幼(保)小中それぞれの役割について共通理解が図れると期待される。                    | 859 |
|             |   |                     | 平成23年度          | 3年間の研究実践を通じた中期的な展望から、評価を行い、次期の展開について研究検討を加え、学力水準の向上に向けた授業改善研究を実践する。                               | 各ブロックの取り組みにより、南丹市における「質の高い学力」の育成への実践基盤の定着と、併せて、幼(保)小中それぞれの役割について共通理解が図りながら、学力を高める教育風土が確立するものと期待される。 | 859 |
|             |   |                     | 平成24年度          | 中期的な展望に基づく評価に基づき、次期の展開について研究検討を加え、学力水準の向上に向けた授業改善研究を実践する。   | 各ブロックの取り組みにより、南丹市における「質の高い学力」の育成への実践基盤の定着と、併せて、幼(保)小中それぞれの役割について共通理解が図りながら、学力を高める教育風土が確立するものと期待される。 | 859 |
| 具体的な実施内容    | 諸学力調査の結果分析を踏まえ、義務教育9年間と就学前期間を合わせた期間の見通しに上に立ち、幼(保)小中の共通した課題の抽出から、「質の高い学力」の育成に向けて、各中学校ブロック(旧町単位の園校)による研究体制を整えることから、義務教育最終学年(中学3年)につけるべき学力についての協議と、これへの授業内容・方法に関する研究を実施する。併せて、各ブロックに研究実践成果を市内全園校に波及させる取組 |                     |                 |   |   |     |
| 事業の目的       | (保)幼小中の一貫した教育を目指し、学びのつなぎ・連続性を、一連する園校を包括する中学校ブロック毎に実践し、質の高い学力の育成を目指す。  |                     |                 |   |   |     |
| 事業の効果       | 就学前から義務教育9年間を通じてつけるべき学力の共通理解と、学力定着と充実に向けた授業内容・方法の創出が期待される。  |                     |                 |   |   |     |